

まずはご相談ください! 商工会議所がお手伝いいたします!

持続化補助金

一般型

低感染リスク型ビジネス枠

補助対象者 小規模事業者および一定の要件を満たした特定非営利活動法人



| | |
|---------------------|-------------------|
| 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外) | 常時使用する従業員の数 5人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 常時使用する従業員の数 20人以下 |
| 製造業その他 | 常時使用する従業員の数 20人以下 |

補助対象となり得る販路開拓等の取組み事例

販路開拓に繋がる様々な取組みにご活用できます!

【一般型】

店舗の改装、チラシの作成、広告掲載、展示会・見本市への出展
新商品の開発、新たな商品・サービス提供のための機械装置の導入 など

【低感染リスク型ビジネス枠】

オンライン化の為にツール・システムの導入、ECサイト構築費 など



一般型

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化の取組を支援

補助上限額

50万円※

補助率

2/3

※75万円以上の補助対象経費に対して50万円を補助
75万円未満の補助対象経費に対しては3分の2を補助

応募締切 ※申請方法:郵送(当日消印有効)又は電子申請

第5回締切 2021年 6月 4日(金)

第6回締切 2021年 10月 1日(金)

第7回締切 2022年 2月 4日(金)

低感染リスク型ビジネス枠

感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援

補助上限額

100万円※

補助率

3/4

※感染防止対策費(消毒液購入費、換気設備導入費等)は補助対象経費のうち1/4(または1/2※下記要件有)を上限に支援。

緊急事態宣言再発例による特別措置

緊急事態宣言の再発例によって令和3年1~3月のいずれかの月の売上が、対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している場合

→補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/4以内(最大25万円)から1/2以内(最大50万円)へ引き上げ。審査時における加算措置を講ずることにより優先採択。

応募締切 ※申請方法:電子申請のみ

第1回締切 2021年 5月 12日(水) 第4回締切 2021年 11月 10日(水)

第2回締切 2021年 7月 7日(水) 第5回締切 2022年 1月 12日(水)

第3回締切 2021年 9月 8日(水) 第6回締切 2022年 3月 9日(水)

詳細は、小規模事業者持続化補助金ホームページでご確認下さい。

〈一般型〉<https://r1.jizokukahojokin.info/>

〈低感染リスク型ビジネス枠〉<http://www.low-risk-jizokuka.jp/>

持続化補助金の申請に向けた特別セミナーを開催します。
詳しくは裏面をご覧ください。